

令和3年度 安全衛生方針・安全衛生目標と重点実施事項達成方策

安全衛生方針		1. 労働安全衛生に関する法令並びに当社の安全衛生に関する規程を守り、全従業員の協力の下に労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施および運用し、安全衛生水準の継続的な向上を図る。 2. 機械、設備が適切に使用できるよう、これらについて構造並びに使用方法の水準を向上させる。 3. 安全衛生確保の重要性が全従業員に理解され、確実に実行されるよう安全衛生教育を徹底する。		
安全衛生目標		(1) 労働災害 0件 (2) 交通事故 0件 (3) 公衆災害 0件 安全衛生スローガン つみ取ろう危険の芽 達成しよう0災害！		
重点実施事項		店社が実施する事項	作業所が実施する事項	関係請負人が実施する事項
1 労働災害の防止	①墜落・転落の防止 ・足場の確実な点検と安全帯の使用 ・作業手順の周知	<ul style="list-style-type: none"> 足場の点検に必要な専門知識の習得のために行なう講習会に社員を出席させ、「十分な知識と経験を有する者」として点検の適切な実施に当たる。 鉄骨葺工等、常に安全帯を使用する工種にフルハーネス型安全帯を使用するよう指導する。 重点管理現場のパトロールを実施する。 災害統計を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者による直接指揮の下で作業させる。 足場の組立て、変更後および悪天候後等は足場の点検を実施する。 墜落のおそれがある作業は、安全柵を設置し、安全帯を確実に使用させる。 高所作業は、作業手順を事前に検討し作業員に周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 足場の組立て等作業主任者に「十分な知識と経験を有する者」として足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けさせる。 職長は作業開始前に足場点検を実施する。 安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型安全帯を使用させるよう努める。 足場の組立に係る作業員に、特別教育を実施する。 定期的に現場巡視を行なう。
	②建設機械・クレーン等災害の防止 ・作業計画の策定 ・立入禁止措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 関係請負人に対する特別教育を実施する。 特殊工法の把握と特殊工事施工計画の検討会へ参画する。 災害・事故情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械等の種類、能力、作業方法、誘導者の配置、立入禁止措置を盛り込んだ作業計画を定める。 誘導者を配置するときは、腕章を使用させて関係者が識別できるようにする。 災害・事故情報を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職長、作業指揮者、誘導者には業務に必要な安全衛生教育を行う。 作業計画にあたっては、リスクアセスメントを実施しリスク低減措置を計画に織り込む。 発生災害・事故の原因問題点、再発防止対策を遵守する。
	③倒壊・崩壊災害の防止 ・作業主任者の選任 ・作業計画の周知	<ul style="list-style-type: none"> 足場・型枠支保工等の仮設構造物及び掘削作業の計画時には参画する。 構造物の解体時、具体的な危険防止措置を盛り込んだ作業計画の作成を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者を選任し、作業主任者の直接指揮のもとで作業させる。 掘削作業を行う場合、作業箇所及び周辺の地山の調査を行い作業計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 足場等を組立てるときは、作業の方法、順序等の作業計画を定めそれに基づいて組立てる。 型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて組立てる。 地山掘削作業を行う場合は、作業場とその下方を立入禁止とする。
	④リスクアセスメントの実施、 ・指差し呼称（一人KY）の推進 ・KY活動、4S活動、ひと声かけ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者に対するリスクアセスメント教育を実施する。 不安全行動による災害防止を徹底する。 送り出し教育、新規入場時の安全衛生教育の実施を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書作成時にリスクアセスメントを実施する。 「見える化」安全活動を実施する。 作業場の巡視時に、積極的に「声かけ」を行なう。 巡視において法令違反、指示事項等の遵守違反を是正指導する。 「指差し呼称で安全確認」の垂れ幕の掲載、胸章の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書にリスクアセスメントを反映して作成する。 作業前に安全な作業方法の周知を徹底し、作業中の打合わせ事項を遵守する。 良好な職場風土を形成するため、「整理、整頓、清掃、清潔」を徹底する。 ひと声かけ運動に積極的に参加し、作業所を自分たちの職場という意識を持たせる。 職長・職員には「指差し呼称で安全確認」の胸章をつけて意識を持たせる。
2 交通事故の防止	①交通ルールの遵守	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転管理者による運転指導を定期的実施する。 10分前出発を励行する。 マナーの良い運転を実践する。 運転中の携帯電話の使用を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業所付近の道路状況を周知させる。 10分前出発を呼びかける。 相手の状況や立場を考えた運転をするよう指導する。 運転中の携帯電話の使用の禁止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場者に対して関係する道路状況を周知させ、安全運転を指導する。 10分前出発を呼びかける。 運転者に交通安全教育を行う。 運転中の携帯電話の使用を禁止させる。
	②子どもとお年寄りへの思いやり運転	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとお年寄りに対して十分な目配りと気配りをして運転する。 危険予知を実施し、常に対策を考えて運転する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上で遊んでいる子どもと道路を横断しているお年寄りを見かけたら車の速度を落とす。 交通安全シールを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとお年寄りに対してゆとりと譲り合いの心で、思いやり運転に努める。 交差点では優先車線を通行中でも、脇からの車両が出て来ても止まれるように走行する。
	③シートベルトの全員着用	<ul style="list-style-type: none"> 後部座席に同乗したときには必ずシートベルトを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後部座席のシートベルト着用が義務化されたことを周知させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全席シートベルト着用を徹底する。
3 公衆災害の防止	①架空線、地下埋設物の事前調査と目印表示	<ul style="list-style-type: none"> 施工検討会に参加し、事前調査が実施され災害防止計画が立てられているか確認する。 パトロール時に、施工計画書のとおり工事が行なわれているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着工に際し、発注者、埋設物管理者と連絡調整を図り地下埋設物破損事故を防止する。 架空線に注意が向くよう目印表示を設置する。 架空線等の障害物周辺における重機作業では、誘導員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目印表示等を設置し作業員に周知を徹底する。 「埋設物注意」「架空線注意」「ブーム格納注意」シールを活用する。 新規入場時教育を行い、危険箇所を周知させる。 工事内容に応じた作業員の適正配置を行う。 気象情報を常に把握し、突風等の対策を常に立てておく。 第三者からの苦情の対応方法を作業員に教育しておく。
	②誘導員の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> 公衆対策を要する作業所に対して、発注者、第三者および地元からの情報収集の結果により対策を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 突風や強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。 	
	③飛散・振動・騒音対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員、保安設備が有効に機能するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 著しい振動・騒音等を発生する作業では、必要な測定を行い、その結果によって使用機械の変更、工法の改善等の措置を講じる。 	
	④歩行者と車および近隣への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における火災事故情報を収集し提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用するときは、使用中および使用後の点検と確認を行なわせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する作業においては、消火器等を常に適切な場所に配置する。 ウレタンフォーム等を使用する断熱工事では、火気の管理を徹底する。
	⑤火気使用時の残火の確認			
4 心身の健康保持増進	①快適な職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境、作業方法を改善して安全衛生水準の向上を図る。 働き方を考え長時間労働を無くす。 	<ul style="list-style-type: none"> 店社の指導の下に作業環境・作業方法の改善を行う。 朝礼、休憩時に腰痛体操を取り入れる。 高年齢作業員の作業配置に配慮するよう指導する。 熱中症、寒中対策を早め実施する。 腰痛予防体操を実施する。 お互いの健康状態を気づかう。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の健康状態を把握し、心身両面の健康づくりを行なう。 作業姿勢について腰痛予防の指導を行い、腰痛体操を行う。 作業環境、作業方法を改善するために、元方事業者と積極的に打合せを行う。 高年齢作業員の配置は体力、技能に応じた業務の種類、配置等考慮する。 年齢・経験・能力・性別・健康を配慮した適性な配置を行なう。 熱中症の事例を用い、予防方法・救急措置について安全衛生教育を行う。 職場の禁煙を推進する。
	②健康診断実施による疾病の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断を実施し有所見率を下げる対策を講ずる。 健康保持増進を継続的かつ計画的に推進する体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> お互いの健康状態を気づかう。 受動喫煙防止対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場の禁煙を推進する。
	③働き方改革による長時間労働の防止	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策を推進する。 熱中症の予防方法、緊急時の救急措置方法等について労働衛生教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーを徹底し時間外労働の削減に努める。 作業所長は労働時間を管理し、従来の作業方法を検討し必要の無い残業を無くす。 	<ul style="list-style-type: none"> 職長は、朝礼後のKYで作業員の健康状態を問い掛けで確認し記録に残す。 雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務健康診断を受診させる。
	④メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社員の健康状態を把握し、心身両面にわたる健康づくりに取り組む(メンタルヘルスの推進)。 		